

鳥取県地域医療対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12第1項の規定に基づき設置される鳥取県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 地域医療を担う医療従事者の養成及び確保に関すること。
- (2) 医療機関の機能分担と連携等の医療を提供する体制の確保に関すること。
- (3) その他、地域における医療の確保に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織し、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長と協議の上、鳥取県福祉保健部健康医療局長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。